**暴力団排除に関する誓約書**

一般社団法人おおくままちづくり公社

代表理事 新保 隆志 殿

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、又は①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが明らかとなり、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、貴法人への申請及び契約、協定書他を白紙とし、その他法的措置を講じられても異議を述べません。また、これにより貴法人に損害が生じた場合は直ちにその損害を賠償するとともに、私に損害が生じた場合は一切私の責任といたします。なお、本誓約書の用語の定義は、大熊町暴力団排除条例（平成26年3月14日　条例第2号）に従います。

　①貴法人との本使用許可に関する手続き等に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しない（１号から５号にあっては、当該各号に該当しなくなった日から５年を経過したことを含む）ことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

　１．暴力団　２．暴力団員　３．暴力団準構成員　４．暴力団関係企業

　５．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

　６．次のいずれかに該当する関係にある者

　　イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

　　ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

　　ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって

前各号に掲げる者を利用したと認められること。

　　ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められ

ること。

　　ホ　その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者とが、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

②本使用許可に関し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

１．暴力的な要求行為　２．法的な責任を超えた不当な要求

３．貴法人及び第三者に対して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

４．風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貴法人の信用を棄損し、又は貴法人の業務を妨害

する行為

５．①記載の者に対し、利用許可を受けた施設を利用させ又は反復継続して出入りさせる行為

６．その他前各号に準ずる行為

令和　　年　　月　　日

住所

代表者印又は実印

事業者名

代表者名